

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年6月24日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：マダガスカル国アンタナナリボ・トアマシナ（TaToM）経済軸の交通ネットワークに関する情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBSーランプサム型)

業務名称：マダガスカル国アンタナナリボ・トアマシナ (TaToM)
経済軸の交通ネットワークに関する情報収集・確認調
査 (QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：26a00307

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年6月24日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：マダガスカル国アンタナナリボ・トアマシナ(TaToM)経済軸の交通ネットワークに関する情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。

（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年8月～2027年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 運輸交通グループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年6月30日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年7月1日 12時まで
3	質問への回答	2026年7月6日まで

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026年7月10日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2026年7月23日 11時30分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/n6GzTwh8sw>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル電子データ (PDF) での提出とします。

- ① プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

- 1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100点
- ② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が高かった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

マダガスカル共和国の2015-2019年の国家開発計画（PND）及びその行動計画（PMO）では、首都アンタナナリボ市、及び同国最大の港を有するトアマシナ市の二大都市圏が、国の経済を牽引する成長地域に位置付けられている。マダガスカル新興計画2019-2024では、政府から国民へ13の公約があり、インフラや住宅開発などの課題はエンゲージメント No.7「マダガスカルの近代化と適切な住居の促進」に含まれている。そのような状況において、JICAでは国土整備・住宅・公共事業省（実施当時の名称）をカウンターパート機関（以下、「C/P機関」）として2017年1月～2019年11月に開発計画調査型技術協力プロジェクト「アンタナナリボ・トアマシナ経済都市軸（TaToM）総合開発計画策定プロジェクト」を実施した。同事業では、アンタナナリボ・トアマシナ両都市圏の20年間（～2038年）の都市開発マスタープランの改訂、二都市間を結ぶ運輸交通ネットワークに係る整備・開発計画（～2033年）の策定を行い、優先プロジェクトを特定した。（以下、二大都市圏及びそれらを結ぶ幹線道路・鉄道の沿線地域を合わせて「TaToM地域」とする。）

上記マスタープラン（以下、「M/P」とする。）に位置づけられている幾つかの優先事業は事業化された一方で未着手となっている事業もあることから、計画策定から約6年が経過した時点において、TaToM経済軸（アンタナナリボとトアマシナを結ぶ運輸交通回廊）を形成する二都市間の運輸交通ネットワークはTaToM地域における社会経済の開発を十分にけん引するに至っていない状況にある。

また、マダガスカルはサイクロン被害に極めて脆弱であり、2026年2月のサイクロンでは主要幹線である国道2号線が寸断し、物流網が一時的に麻痺するなど、都市間の往来が完全に途絶する深刻な状況が生じた。この事例は、単一の主要道路に依存する輸送体系の脆弱性と、気象災害に対して十分な強靱性を備えていない運輸インフラの構造的課題を示している。

以上の背景を踏まえ、本調査では、M/P策定後のTaToM経済軸における運輸交通ネットワークに関する開発事業の進捗・課題等を把握した上で、M/Pに基づく開発戦略の見直し、開発期間の後半において優先的に取り組むべき事項の特定とその実現に向けた我が国の追加的な協力の必要性、妥当性について検討するものである。

第2条 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

TaToM 地域総合開発に係る M/P が完成した 2019 年以降における TaToM 経済軸における運輸交通ネットワークに関する開発事業の進捗・動向を把握した上で、M/P での成長シナリオ（アンタナナリボ都市圏の産業開発のための貨物輸送容量の改善及びトアマシナ都市圏の産業開発のための輸送速度の向上の双方を目指す）を通じた TaToM 地域における社会経済開発に向けた効果発現の見通し・課題を整理するとともに、M/P で優先プロジェクトと位置付けられている事業計画のレビュー、M/P では具体化されていない鉄道分野に係る開発シナリオの検討等を通して、開発戦略全体の見直し案を検討するとともに、短期において追加的な実施を検討すべき資金協力案件の形成に必要な基礎情報の収集を行うものである。

(2) 調査対象

相手国機関名：公共事業省、運輸・気象省、Madarail

(M/P の C/P 機関となる地方分権化・国土開発省にも情報共有を図りつつ実施すること。)

調査対象地域：アンタナナリボ・トアマシナ間の国道 2 号線、鉄道
(Tananarive-Côte Est (TCE) 線)及び沿線地域

(3) 調査の範囲

本調査では、上述の目的を達成するため、「第 3 条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第 4 条 調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「第 5 条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第 3 条 調査実施方針及び留意事項

1, 調査方針

現地調査前の準備段階では、関連資料のレビュー等により TaToM 経済軸の運輸交通ネットワークの現状、M/P に基づく整備の進捗、課題、将来需要等に係る情報収集・分析を行うとともに、現地再委託による交通調査の発注仕様案の作成等を行う。

現地調査においては、関係省庁、他国ドナー、国際機関等との協議等を通じた情報収集、国道 2 号線の現地踏査（3 箇所程度での交通量調査を含む）、鉄道関連インフラの視察等により、M/P で設定した成長シナリオのレビュー、優先的な開発課題の把握等を踏まえて、M/P による開発期間の後半において優先的に取り組むべき施策や個別事業（M/P に含まれていないものを含む）の具体化に係る検討に必要な基礎情報の収集を行う。

帰国後の国内作業では調査結果を踏まえ、M/P 策定時に推定していた将来交通量や社会経済状況に係るデータと今次調査にてアップデートする関係データとの差異等も考慮し、M/P での開発目標の達成や関連する地域の開発課題への対応として M/P での成長シナリオの見直しに係る検討や、短期において優先的に取り組

むことが望ましい無償資金協力プロジェクトの検討を行い、調査報告書としての取り纏めを行う。

具体的な調査方針は以下の通り。

(1) TaToM マスタープラン (M/P) に基づく TaToM 経済軸における運輸交通セクターの開発の進捗状況及び課題の把握

TaToM 経済軸の運輸交通ネットワークに関する開発事業の進捗状況を確認するとともに、M/P で計画された事業による成長シナリオへの貢献の状況、TaToM 地域全体の社会経済に対する開発効果の波及状況について整理する。更に、何等かの要因により M/P で想定していた開発効果が十分に予見できない場合は、その要因やボトルネックとなっている事項を特定するとともに、状況改善のための具体的方策について提案を行う。

(2) TaToM 経済軸の運輸交通システム開発に係る開発計画等のレビュー

上記(1)で確認した結果を踏まえ、M/P にて策定した TaToM 経済軸の運輸交通システム開発計画及び高優先プロジェクトの内容をレビューし、成長シナリオの実現に向けた確実性を高める観点や、また防災(山間部の斜面对策等)や気候変動対策を考慮したインフラの強靱化についても考慮の上で、追加的な高優先プロジェクトとして検討すべき事業について具体化の上で提案を行う。

なお、上記検討に際しては、国道2号線上での交通調査(3カ所程度)を実施し、M/Pにおける国道2号線での交通量の予測値との比較を行い、将来交通量等の簡易な見直し等に反映することとする。

また、道路輸送に関しては、現状では国道2号線が唯一の幹線道路となっているが、アンタナナリボ・トアマシナ間高速道路建設など、M/P策定後にマダガスカル側が独自に着手した大規模事業についても情報収集を行い、それら事業の完成後の開発効果も勘案の上でM/Pでの成長シナリオや優先プロジェクトの見直しの必要性を検討する。

(3) TaToM 経済軸における道路・橋梁分野と鉄道分野の間での役割分担・連携シナリオの具体化

TaToM 地域全体の総合開発 M/P においては、TaToM 経済軸における鉄道のリハビリを含む輸送システムのアップグレードが不可欠であると位置づけられている一方で、鉄道インフラの劣化などの課題が指摘されていることを踏まえ、道路・橋梁分野の整備と並行して鉄道分野についても輸送力の回復を図ることが重要な課題となっている。そのため、本件調査において、鉄道分野についてもインフラの現状及びマダガスカル側による今後のリハビリ計画、2026年4月に発表された世銀の支援内容等を確認し、道路・橋梁分野との役割分担や連携を図りつつ成長シナリオに貢献するための整備シナリオ案を検討する。また右シナリオを踏まえ、実施意義が高いと考えられる協力候補案件の形成についても検討する。

(4) 関連する考慮事項

① 自然災害への強靱性の強化

近年マダガスカル国内において顕著となっているハリケーンや豪雨の影響による国道2号線や鉄道TCE線の山間区間における地滑り等の自然災害リスクを踏まえ、これら自然災害に対する強靱性を高める観点で有効な予防的対策についてもコストとのバランスを考慮しつつ検討し提案を行う。

② 鉱山開発等の沿線産業にも資する輸送機能の改善

TaToM 経済軸はアンタナナリボとトアマシナ間の物流ルートとしての役割に加え、沿線産業の振興や地域住民の生活インフラとしても重要な役割を果たしている。特に沿線で運営されているニッケル鉱山やグラファイト鉱山及び今後採掘の再開が見込まれる Brieville クロム鉱山などは本邦産業においても重要な鉱物であり、これら鉱山の安定的な操業のための燃料・資材搬入や鉱物の搬出ルート（ニッケルを除く）として TaToM 経済軸の運輸交通ネットワークでの輸送機能が改善されることによる我が国をはじめとする国際経済への波及効果も期待される。ついては、開発シナリオの改訂に係る検討においては、このような視点も踏まえて検討すること。

③ 本邦技術の活用の検討

第4条【第1回現地調査】(3)に記した候補案件①、②をはじめ、道路・橋梁分野及び鉄道分野において追加的に実施すべき協力プロジェクト/案件の検討に際しては、当該プロジェクト/案件の実施における本邦技術の活用についても、導入に当たってのコストや持続性にも留意しつつ積極的に検討すること。一例としては、重車両が多く走行する国道2号線の舗装において、舗装の耐久性を高め、維持管理面でもコスト減につながるような技術・材料などが考えられる。

2. 留意事項

(1) 鉄道分野の調査

本件調査に投入可能な業務量の制約に鑑み、調査全体を通しての道路分野と鉄道分野の業務バランスは7:3程度とする。

また、鉄道分野については、世銀による支援パッケージを活用したインフラ改善等が今後実施される見通しのところ、TCE 線における現状課題の把握と世銀の支援によるリハビリ計画の内容を把握することを中心に行い、TCE 線による貨物輸送再開に向けたスケジュール、規模感（軌道・構造物等のリハビリテーションの他、車両の整備・新規調達等含め）等の想定案を具体化するとともに、その上で我が国技術の優位性を活かした JICA による協力が有益と考えられるものがあれば、協力計画案の形成を行う。

(2) 短期的な実施が望ましい無償案件の形成

優先プロジェクトの中で短期的に実施することが望ましい無償資金協力の候補案件については、本件調査の完了を待たずに並行して協力準備調査の実施に向けた内部検討を進める予定のところ、第4条【第1回現地調査】(3)に記した候補案件①については第1回現地調査の早い段階で現地踏査を実施し、環境社会配慮等の事項も含めた案件形成の妥当性に係る初期検討を行う（2026年10月上旬までに初期検討結果を担当部署に連絡すること）。また、第1回現地調査の間に収集した情報やマダガスカル側との協議結果等も踏まえて、帰国後速やかに候補案件に係る基礎情報（想定される事業内容、開発効果、超概算レベルの事業費、環境社会配慮に係る予備的検討結果等を含む）を取り纏めて担当部署に報告すること（2026年11月中旬を目途とする）。

(3) 普及セミナーの開催

M/Pに基づく開発事業については、国土整備・土地サービス省の下にプラットフォームが形成され継続的な進捗モニタリングが行われている。また、世銀をはじめとす

多くのドナーも運輸インフラ分野での支援を行っているところ、今回の調査結果を広く関係者に周知し、M/Pで掲げた開発目標の達成に向けて今後優先的に取り組む事項に関する共通認識の形成を図る。

普及セミナーの想定規模は以下のとおり。

目的	TaToM地域の運輸交通インフラ整備に関する関係機関への本件調査結果の説明・理解促進
実施回数	1回
対象者	マダガスカル側関係機関、援助機関、JICA事務所他
参加者数	最大約70名
開催期間	約半日
実施場所	アンタナナリボ市内
実施形態	対面

第4条 調査の内容

【準備作業】

(1) 業務計画書及びインセプション・レポートの作成

既存の文献、報告書、オンライン調査等により、関連情報の収集・整理を行い、調査の基本方針、調査方法、調査スケジュール等を検討する。本調査の背景情報を整理した上で、業務計画書（和文）、インセプション・レポート（仏文）、質問票及びファイナル・レポート目次案（和文）を作成し、JICAの承認を得る。

(2) 現地調査の準備作業

JICA社会基盤部、アフリカ部、マダガスカル事務所との打ち合わせにおいてインセプション・レポート（案）の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けてインセプション・レポートを最終化し、JICAの承認を得る。

収集すべき情報及び各コンタクト先との協議方針についてJICAと事前に協議・確認するとともに、事前のアポイント調整を行う。

【第1回現地調査】

(1) インセプション・レポートについてマダガスカル側関係機関と協議を行い、方針の合意、先方負担事項の確認等を行う。

(2) 第3条に記載の調査方針を踏まえつつ、TaToMマスタープラン策定（2019年）以降の動向を踏まえ主に以下の調査を実施する。

- ① 運輸交通セクター開発（国道2号線と鉄道TCE線）の進捗・課題の把握
・対象地域における運輸交通セクターの主要開発事業の実施状況・進捗の確認

- ・現況の道路交通・鉄道運行のボトルネックとなっている区間や課題の特定
 - ・国道2号線上での交通量調査（3箇所程度、現地再委託対象）の実施
- と、同結果を踏まえた交通需要予測のレビュー
- 交通需要予測のレビュー結果は、以下の検討に反映する。
- M/Pでの予測値の更新を行い、トアマシナ港での貨物取扱量の増加見込みも勘案し、M/Pで設定した目標年次までの開発戦略に係る改訂案の検討（将来の輸送需要増加により車両交通が国道2号線での交通容量を超えるタイミングの判定を含む）。
 - 下記（3）にて検討する無償資金協力の候補案件に係る開発効果指標の算出。
 - （注1） 道路案件に係る効果指標は、交通量、平均走行時間、旅客数・貨物量、交通事故件数（登坂車線のみ）等を候補として適切な指標を設定すること。また予測値の目標年次（事業完成後3年）については、調査開始後に担当部署と協議して設定する。
 - （注2） 鉄道での貨物輸送が本格再開した際の機関分担率については、再開後の鉄道による輸送量の増加予測等を踏まえ適切な値を設定すること。
 - （注3） 候補案件1～3に関して、個々の案件での開発効果に加えて、国道2号線の全体的な交通容量に及ぼす効果についても簡易な方法で算出すること。
- ・M/P策定時に十分に予測出来ていなかった/事後に発生した運輸交通セクター開発に関連する課題の把握
 - ・世界銀行の協力による国道2号線の道路舗装リハビリ事業、鉄道TCE線のリハビリ事業に係るスコープ、進捗、今後の予定等の確認。
- ② 運輸交通システム開発計画および優先プロジェクトのレビュー
- ・M/Pにて策定した運輸交通システム開発計画の妥当性再確認
 - ・高優先プロジェクトの内容・進捗のレビュー
 - ・防災・気候変動対策の観点からの強靱化を検討すべき事項の特定
 - ・アンタナナリボ-トアマシナ間で新たに事業化が検討されている道路・鉄道関連の整備事業の有無、期待される効果（現在整備中の高速道路を含む）
- ③ 道路・橋梁と鉄道の役割分担・連携シナリオの具体化
- ・道路・鉄道整備の現状とマダガスカル側の整備計画の把握
 - ・道路・橋梁整備との役割分担と補完関係の整理
 - ・効果的な輸送ネットワーク構築に向けた連携シナリオの作成
 - ・上記シナリオも踏まえた協力候補案件の形成

④ TaToM 経済軸の運輸交通システムの成長シナリオや開発戦略に係る改訂案の作成

一連の調査結果を踏まえ、M/Pにおいて策定されていたTaToM経済軸の成長シナリオや開発戦略、それらに基づく優先プロジェクトについて、必要に応じて改訂案を作成する。なお、改訂案を提案する際は、改訂内容の妥当性、必要性について関係者の理解が得られるよう十分な説明を付すこと。また、優先プロジェクトの改訂に関して、本調査にて提案するプロジェクトも含めた今後実施すべき案件について、開発効果、優先度、想定事業費、実施上の制約の有無等を踏まえた横並びでの簡易な総合評価を行う。

(3) 短期的な実施優先度が高い協力案件の検討

①無償資金協力を想定した準備調査の実施に向けた案件の検討

無償資金協力を想定した以下の候補案件について、準備調査の実施準備が可能なレベルでの情報収集と案件概要（事業内容、想定される開発効果（基準値及び目標値に係る定量指標案の作成を含む）、超概算レベルの事業費、環境社会配慮に係る予備的検討結果等を含む）の整理を行い、案件実施の妥当性について担当部署にも説明の上で、形成可否に係る方針を確認する。

なお、候補案件1及び、以下②に記載の候補案件2、3を対象とし、環境社会配慮に係る予備的検討について、以下の内容で実施すること。

- ・ JICAの[環境チェックリスト](#)（8. 道路及び13. 橋梁（候補案件2で橋梁を計画する場合のみ））に基づき、現地での目視調査及び収集可能な二次情報の範囲でベースラインとなる環境社会の状況に係る情報収集を行うとともに、各候補案件のスクリーニングを実施する。
- ・ 用地取得に伴う住民移転をはじめとする社会環境への影響や近隣の保護区との関係等により自然環境への影響等を及ぼす可能性を踏まえ、スクリーニングの結果によりカテゴリAと分類される可能性の有無について確認する（カテゴリAに分類される場合、無償資金協力案件の実施は困難となるため、カテゴリBとなる代替案の検討を行うこと）。
- ・ 準備調査段階でのスコーピングにおいて留意を要すると考えられる評価項目の範囲、内容について洗い出しを行う。

候補案件1：モラマンガ→アンタナナリボ間での登坂車線整備（2～3km程度）

現時点で想定される候補区間は受注者に対して別途共有予定ですが、より相応しい候補区間の有無についても調査の中で確認すること。また、登坂車線区間における法面保護等の対策工の必要性についても検討すること。

② 無償資金協力を想定した案件形成の可能性の検討

無償資金協力を想定した以下の候補案件について、無償資金協力の実施スキーム、採択要件等を踏まえた案件形成の可能性を検討する（環境社会配慮に係る簡易調査の実施を含む）。無償資金協力としての実施妥当性が確保できる案件形成が可能と判断できる場合は、準備調査の実施準備が可能なレベル（上記①と同じ）での情報収集と案件概要の整理を行う。

候補案件2：ブリカヴィルにおけるバイパス道路の整備

国道2号線によりブリカヴィルを通過する車両の市街地内交通との分離を目的としたバイパス道路の整備案を検討する。その際、ブリカヴィルに接する Rianila 川に架かる道路橋の新規架設（現在の鉄道併用橋からの分離）。

候補案件3：ムラマンガにおけるバイパス道路の整備

国道2号線によりムラマンガを通過する車両の市街地交通との分離を目的としたバイパス道路の整備案を検討する。その際、路線計画等については公共事業省が世銀の支援を得て実施した F/S 調査結果（関連報告書は配布資料として提供）をベースに検討すること。

候補案件4：鉄道分野

世銀の協力内容を確認しつつ右とも連携する協力案件について、以下（優先順位順）を候補として検討する。なお、運営維持管理の持続性の観点から、合わせて実施することが望ましい本邦研修等の技術協力についても検討すること。

- ・ TCE 線の輸送力増強に関して、世銀の協力によるディーゼル機関車の調達予定台数と将来の輸送需要見込み及び輸送計画等を踏まえたディーゼル機関車の調達（必要性も含めて検討すること）
- ・ 保線用機材（経済社会開発計画スキームを想定）

【国内解析】

(1) 無償案件の概要資料の作成（2026年12月下旬を目途）

短期的な実施優先度が高い無償資金協りに係る候補案件について、準備調査の実施検討に必要な情報を整理し、JICAに提出する。

(2) ドラフト・ファイナル・レポートの作成

第1回現地調査の結果を踏まえ、ドラフト・ファイナル・レポートの作成を行う。なお、目次案は別紙のとおり。

【第2回現地調査】

(1) ドラフト・ファイナル・レポートの説明・普及セミナーの開催

マダガスカル側関係機関に対してドラフト・ファイナル・レポートの概要説明を行うとともに、関係省庁・関係機関、ドナー機関等を対象とした普及セミナーを開催する。

【整理作業（2027年2月上旬～2月下旬）】

(1) ファイナル・レポートの作成

先方政府関係者との協議結果及びコメントを踏まえて、ドラフト・ファイナル・レポートを最終化し、発注者に提出する。

第5条 成果品

本調査の各段階にて作成・提出する成果品は以下の通り。このうち、本契約の成果品は下記4ファイナル・レポートとする。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

	報告書名	言語	形態	部数
1	業務計画書	日本語	電子データ	—
2	インセプション・レポート	英語、仏語	電子データ	—
		仏語	簡易製本	20部
3	ドラフト・ファイナル・レポート	英語、日本語	電子データ	—
		仏語	簡易製本	20部
4	ファイナル・レポート	日本語	製本	4部
			CD-R	4枚
		英語	製本	—
			CD-R	6枚
		仏語	製本	10部
			CD-R	6枚
5	ファイナル・レポート発表資料	日本語、英語、 仏語	電子データ	—

業務計画書及びインセプション・レポートは簡潔に纏め、調査開始後に提出する（業務計画書は契約締結日から10営業日以内。インセプション・レポートは2026年9月下旬、ドラフト・ファイナル・レポートは2027年1月中旬を想定）。ファイナル・レポートの提出期限は契約履行期間の末日（2027年2月26日）とする。ファイナル・レポートは上記成果品の他、併せて収集資料一式（含む、収集資料、面談議事録、現地調査時の写真資料）をデータ送付すること。うち、提出時点においてインターネット上でアクセス可能なものには情報源として使用したURLを記載する。

また、ファイナル・レポートについては全体を通じて、固有名詞、用語、単位等の統一性と整合性を確保すること。また、品質の担保のため提出前に査読を行う。なお、上記の提出物の他に、関連する報告会の開催時に必要な資料等、JICAが必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

各報告書の簡易製本及び製本に係る仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2023年12月）」に従うこと。また現地協議での説明用要約版のパワーポイント資料（30枚程度）は必要に応じて別途作成すること。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	最終的な調査成果として取り纏める予定のTaToMマスタープランにおける成長シナリオや開発戦略、優先プロジェクト等の改訂内容について、関係機関が内容を理解して各機関での今後の事業計画への反映を促すために、本件調査の中で予定している普及セミナーの他に対応可能な取り組みについて。 ²	第3条 実施方針及び留意事項、1. 調査方針
2	本件調査の中で短期的に調査結果を纏めることが期待されている無償案件の形成(特に登坂車線案件)について、候補案件の具体化に必要な情報収集、技術的検討を効率的に実施するための調査実施手順。 ³	第3条 実施方針及び留意事項、2. 留意事項、(2) 短期的な実施が望ましい無償案件の形成

²第2回現地調査時だけでなく、第1回現地調査においても実施可能で有益と考えられる取り組み等。

³ 傾斜地となっている対象区間の地形状況の効率的な把握方法、交通量調査の結果を待たずに既存データ等からの開発効果の簡易な算定方法、超概算事業費の算出方法等

3	TaToM経済軸の運輸交通ネットワークの今後の開発方針の見直しに関し、沿線地域での鉱物資源開発など我が国の経済安全保障とも関連の深い事項をどのように考慮・反映するか。 ⁴	第3条 実施方針及び留意事項、1. 調査方針、(4) 関連する考慮事項
---	--	-------------------------------------

⁴ TaToM 経済軸の成長シナリオでは運輸交通ネットワークがアンタナナリボ都市圏とトアマシナ都市圏の間での物資や人の輸送に主眼を置いた位置づけとなっているが、これを経済軸沿線で操業中(予定)の鉱山及び関連の経済活動との関係でどのように見直すことが考えられるか。
また、マダガスカルで産出される鉱物資源の多くは欧米・アジア地域の各国に輸出されていることも踏まえつつ、日本による同国からの安定的な鉱物資源の輸入との関係で TaToM 経済軸の整備がどのような効果をもたらすと仮説を立てることができるか(なお、このような視点を前面に出すことによりマダガスカル側に日本の国益重視と受け止められないための配慮も必要)。

報告書目次案

注) 最終的な報告書の目次は調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定する。

1. 要約
2. TaToM 経済軸の運輸交通ネットワークの概況
 - 2-1 TaToM 経済軸における運輸交通を所掌する関係省庁・機関
 - 2-2 運輸交通インフラに係る上位政策及び維持管理政策
 - 2-3 運輸交通ネットワークの整備計画の進捗と開発効果の発現状況
 - 2-4 TaToM 経済軸の周辺地域における経済開発と運輸交通インフラの関係
3. TaToM 経済軸における日本及び他ドナーの支援動向
 - 3-1 日本による支援動向及び既存事業のレビュー
 - 3-2 他ドナーの支援動向
4. TaToM 経済軸における将来の運輸交通状況及び今後の課題
 - 4-1 TaToM 経済軸における将来の運輸交通に係る需要予測
 - 4-2 TaToM 経済軸における将来の運輸交通状況を踏まえた課題
 - 4-3 TaToM 地域の成長シナリオを踏まえた優先プロジェクトのレビュー
5. TaToM 経済軸における道路セクターの状況
 - 5-1 道路整備状況
 - 5-1-1 国道2号線の整備・維持管理状況
 - 5-1-2 自然災害リスク・気候変動の影響
 - 5-1-3 関連事業（高速道路等）の進捗状況
 - 5-2 橋梁整備状況
 - 5-3 交通／物流状況
 - 5-3-1 交通実態調査
 - 5-3-2 国道2号線の交通／物流状況と課題
6. TaToM 経済軸における鉄道セクターの状況
 - 6-1 軌道・構造物の整備・維持管理状況
 - 6-2 車両の保有・維持管理状況
 - 6-3 貨物輸送再開に向けた優先課題
 - 6-4 世界銀行の支援プロジェクトによるリハビリ計画
7. JICA 協力方針案及び優先事業の検討
 - 7-1 TaToM 経済軸の運輸ネットワークの成長シナリオ、成長戦略の改訂案
 - 7-2 運輸交通インフラの改善に係る中長期事業計画案
 - 7-3 優先事業の選定・具体計画案の策定と事業化に向けた課題
 - 7-4 短期的な実施優先度が高い案件の概要（仏・英文版は簡略シートとする、環境社会配慮に係る予備的検討結果を含む。）

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：運輸交通分野の計画策定に係る各種調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者/○○

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：マダガスカル国及び全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2026年8月下旬より業務を開始し、上述の第5条 成果品に示す提出期限までにそれぞれの報告書を提出する。業務工程は上述の第5条 成果品に示す提出期限等を踏まえ、競争参加者が業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務工程を提案してください。

(2) 業務量目安

1) 業務量の目安

約12.64人月

業務従事者構成の検討に当たっては、運輸交通計画、道路・橋梁計画、道路設計・積算、交通需要予測、環境社会配慮、鉄道車両計画、軌道保守計画の専門性を持つ従事者を含めること。

2) 渡航回数の目安 延べ9回

なお、上記回数は目安であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 交通基礎調査

車種別交通量調査（平日2日にて各12時間、アンタナナリボ、トアマシナ、モラマンガの各市街地出口付近（計3地点））

（4）配付資料／公開資料等

1）配付資料

- Plan National Transport 2025-2040 (Vol. I, Vol. II, Vol. II-A, Vol. II-B)
- Multimodal Transport and Logistics Project, World Bank
- Madagascar Road Sector Sustainability Project, World Bank
- Rapport d' études techniques, Voie de contournement de la ville de Moramanga
- Arrête Interministériel concernant la Plateforme de Coordination TaToM

2）公開資料

- [マダガスカル国アンタナナリボ・トアマシナ経済都市軸\(TaToM\) 総合開発計画策定プロジェクト（開発調査型技術協力）最終報告書要約](#)
- [Volume 1., Final Report, The Project on Master Plan Formulation for Economic Axis of TaToM \(Antananarivo-Toamasina, Madagasikara\)](#)
- [Volume 2., Final Report, The Project on Master Plan Formulation for Economic Axis of TaToM \(Antananarivo-Toamasina, Madagasikara\)](#)
- [マダガスカル国道路・橋梁維持管理能力強化プロジェクト・プロジェクト事業完了報告書](#)
- [マダガスカル共和国アンタナナリボ・トアマシナ間経済都市軸橋梁整備準備調査報告書](#)

（5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マダガスカル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

73,277,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費

や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、
 自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

■本案件は定額計上があります(4,800,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して
 契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載く
 ださい。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は
 別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロ
 ポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者から
 の見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を
 確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	交通基礎調査	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	4,800,000円	交通基礎調査費一式	現地再委託

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

- 1） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

（9）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)